

新型コロナウイルス感染症に対する各種支援(市民向け)

新型コロナウイルス感染症に関し、安来市や県、国等の各機関が実施している主な支援策について、一覧表を作成しました。詳しい内容については、記載しております各担当窓口へお問い合わせください。記載している情報は集約した時点のものであり、随時更新します。

国の事業
県の事業
市の事業

令和2年9月7日現在

分野	名称	概要	対象	募集・決定の時期等	問い合わせ
給付金・生活支援	特別定額給付金	新型コロナウイルスに伴う家計への支援を目的に定額給付金を給付する。 1人あたり10万円	令和2年4月27日時点で住民基本台帳に記載のある人	令和2年5月18日から8月18日まで	定住政策課 (電話:0854-23-3166)
	※この事業は終了しました。				
	子育て世帯への臨時特別給付金	新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取り組みの1つとして臨時特別給付金を給付する。 対象児童1人あたり1万円	令和2年3月31日時点での安来市在住の児童手当受給者(0歳～中学生のいる世帯)	・一般:令和2年5月22日に案内通知(申請必要なし) ・公務員:令和2年6月1日～11月30日の期間に申請	福祉課 (電話:0854-23-3295)
	ひとり親世帯への臨時特別給付金(国制度)	新型コロナウイルス感染症の影響により、特に大きな困難が心身に生じているひとり親世帯に対し、子育ての負担や収入減少に対する支援を行うため臨時特別給付金を支給する。 ・基本支給分:1世帯5万円(第2子以降は1人につき3万円) ・追加給付分:1世帯5万円	・基本給付 ① 令和2年6月分の児童扶養手当の支給を受けている方 ② 公的年金給付等を受けていることにより児童扶養手当の支給を受けていない方 ③ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が大きく減少しているとの申し出があった方 ・追加給付 基本給付①及び②の対象者のうち③と同様の状態になっているとの申し出があった方	・基本給付①の対象者は申請不要。辞退を希望する方のみ辞退届を提出。 ・基本給付②及び③については所定の申請書を提出(添付書類あり) ・追加給付の対象者は所定の申請書を提出(添付書類なし)	福祉課 (電話:0854-23-3211)
	ひとり親世帯への臨時特別給付金(市制度)	新型コロナウイルス感染症の影響を受けているひとり親世帯の生活を支援する取り組みの1つとして臨時特別給付金を給付する。 対象者1人あたり3万円、加算分として児童1人あたり1万円	令和2年3月31日時点での安来市在住の児童扶養手当の受給者	対象者は申請不要。辞退を希望する方のみ辞退届を提出。	福祉課 (電話:0854-23-3295)
	※この事業は終了しました。				
	妊婦の安心出産支援給付金事業	妊婦の方に対して、新型コロナウイルス感染症防止対策に必要な物品等の購入やサービス利用などの費用について、経済的な負担や不安を軽減するため、支援給付金(妊婦1人あたり50,000円)を支給する。	次の要件全てに該当する者 ア. 対象期間中に妊婦である方(令和3年3月31日までに妊娠の届出を行った方) イ. 妊娠の届出及び支給申請時点において、安来市の住民基本台帳に登録されている方	○支給対象期間 令和2年4月1日から令和3年3月31日 ○申請受付開始日(9月7日) 申請受付開始日に妊娠届提出済の人は申請書を郵送し、受付開始日以降に妊娠届を提出する人は届出時に窓口で説明し申請書を渡します。	子ども未来課 (電話:0854-23-3209)
	飲食&タクシー応援クーポン事業	新型コロナウイルス感染症の影響により、売上げが大幅に減少している市内の飲食店、タクシー事業者を応援するため、全市民に割引クーポンを配布することで、市内飲食業等の消費活動を喚起し、経済の回復を図る。 ・割引対象 取扱店として登録された市内の事業所等で使用でき、会計1,000円ごとに500円を割引く ・配布内容 1冊:500円割引券を6枚(1人3,000円分)	安来市に住民登録のある全世帯の世帯主に対して、世帯員分の冊数を郵便により送付(基準日:9月10日)	使用期間 令和2年10月上旬～令和3年1月31日	商工観光課 (電話:0854-23-3164)

経済対策	しまねプレミアム宿泊券	<p>新型コロナウイルスにより大きな影響を受けている県内宿泊施設を応援するとともに、島根の良さを改めて実感していただくことを目的に、県民の皆様が県内の宿泊施設で使える「しまねプレミアム宿泊券」を販売する。</p> <p>5,000円分の宿泊券を3,000円で販売 ※1世帯(1住所)20枚(100,000円分)まで ※発行枚数9万枚</p>	<p>県在住で購入者ご本人様のみ県内でのご利用が可能です。登録施設で利用できます。(宿泊施設により適用外期間あり)</p>	<p>販売期間7月1日～9月30日 有効期間2020年7月10日～2020年11月30日 ※宿泊券は12月1日チェックアウト分まで有効</p>	<p>・申込み 専用ダイヤル0570-032-023 ・お問合せ 島根県観光振興課 (電話:0852-22-5619)</p>
	しまねプレミアム飲食券	<p>新型コロナウイルスの影響を受けた飲食店を応援するため、県民の皆様が県内の飲食店で使える「プレミアム飲食券」を販売する。</p> <p>6,000円分の飲食券を4,000円で販売 ※お一人様5枚(30,000円分)まで ※発行枚数50万枚</p>	<p>県在住で購入者ご本人様のみ県内でのご利用が可能です。登録した飲食店の食事、飲料(テイクアウト含む)のみに利用できます。</p>	<p>販売期間7月1日～7月31日 有効期間2020年7月10日～2020年11月30日</p>	<p>・申込み 専用ダイヤル0570-032-023 ・お問合せ 島根県しまねブランド推進課 (電話:0852-22-5284)</p>
※この事業は受付終了しました。					
経済対策	安来市宿泊特典 ～安来に泊まって お得に観光～	<p>新型コロナウイルス感染症拡大の影響により低迷した市内宿泊利用の回復、有料観光施設の経営維持・改善を図るための事業。市内宿泊者に限定した特典を付与することで、宿泊利用の増加及び市内滞在時間の拡大を図る。</p> <p>以下の①②で利用可能な商品券3,000円分(@500円×6枚)などを、5,000部発行し、市内宿泊者に対し、宿泊特典として付与する。 ①市内宿泊施設内の売店 ②市内観光3施設(足立美術館、安来市加納美術館、安来節演芸館)の入場料、売店等 ③市内観光3施設(和鋼博物館、市立歴史資料館、金屋子神話民俗館)の入場無料券</p>	<p>市内施設宿泊者 (利用者については市内外を問わず)</p>	<p>利用期間 令和2年10月1日から令和3年1月31日まで</p>	<p>商工観光課 (0854-23-3108)</p>
	市民向け市内観光施設割引事業	<p>観光で外出する機運醸成を図ることを目的とした市内6施設の入館料割引券や、付属する売店で利用できる割引券を市内各世帯に配布しました。この機会に割引券を使用して身近な観光施設をお得にご利用ください。</p> <p>以下の①②の割引券を発行し、令和2年7月20日号の市報配布にあわせて、全世帯に配布。 ・1シート(クーポン券12枚) ①市内観光6施設の共通入場割引券10枚 ②①の6施設に付属する売店等で利用できる買い物割引券2枚(500円割引券×2枚) ※6施設は、足立美術館、安来市加納美術館、安来節演芸館、和鋼博物館、市立歴史資料館、金屋子神話民俗館。</p>	<p>安来市民</p>	<p>利用期間 令和2年7月20日から令和2年10月31日まで。</p>	<p>商工観光課 (0854-23-3108)</p>
支払が困難なとき	市税(市県民税、固定資産税、国民健康保険税など)の徴収猶予	<p>新型コロナウイルス感染症の影響による離職や収入の減少等により生活が難しい場合に、市税の支払いを猶予する。令和2年2月1日から令和3年2月1日までに納期限が到来する市民税・県民税(年金引き去りのものは除く)、固定資産税、軽自動車税(種別割)、国民健康保険税。</p>	<p>○本人または家族が新型コロナウイルスに感染し、多額の治療費がかかった場合 ○新型コロナウイルス感染症が原因で解雇または給与が概ね20%以上減少した場合 ○新型コロナウイルス感染症の影響で、財産に相当な損失が生じた場合</p>	<p>納期限が未到来のものは納期限(納期限が延長された場合は延長後の期限)までに申請が必要</p>	<p>税務課 (電話:0854-23-3043)</p>
	国民健康保険税の減免	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等により国民健康保険税の支払いが困難な場合、国民健康保険税の全部または一部を減免する。</p>	<p>世帯の主たる生計維持者の事業収入等の減少額が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であることなどの要件を満たす世帯 【注意】該当世帯となっても減免額が0円となる場合があります。</p>	<p>令和2年5月11日から令和3年3月31日まで</p>	<p>税務課 (電話:0854-23-3040)</p>

支払が困難なとき	国民年金保険料の免除	新型コロナウイルス感染症の影響により収入源となる業務の失業や売り上げの減少などが生じて所得が下がった人の保険料を免除する。	国民年金被保険者で新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少または所得が相当額程度まで下がった人	決定の時期: 令和元年度および令和2年度保険料額 ・学生: 令和2年2月分～令和3年3月分 ・学生以外: 令和2年2月分～令和3年6月分	保険年金課 (電話: 0854-23-3086)
	介護保険料の減免	新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少等、一定の条件に該当する第1号被保険者の保険料を減免する。 ・減免割合: 10分の8～全額(要件、所得に応じて)	○主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った第1号被保険者 ○主たる生計維持者の収入減少が見込まれ、要件に該当する第1号被保険者	令和元年度および令和2年度の保険料額(納期限: 令和2年2月1日～令和3年3月31日)	介護保険課 (電話: 0854-23-3291)
	後期高齢者医療保険料の減免	新型コロナウイルス感染症の流行により、主たる生計維持者(世帯主)の収入が減少し、各要件を満たす人の保険料を減免する。 ・減免割合: 10分の2～全部(要件、所得に応じて)	新型コロナウイルス感染症の影響により主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯	令和元年度および令和2年度の保険料額(納期限: 令和2年2月1日～令和3年3月31日)	保険年金課 (電話: 0854-23-3085)
	上下水道料金の支払い猶予	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた人に対する上下水道料金の支払い猶予する。	○本人または家族が感染し多額の治療費がかかった場合 ○勤務先経営不振等で解雇または給与が大幅に減った場合 ○感染症に関連し財産に相当な損失が生じた場合	令和2年5月分から令和3年3月分まで(猶予期間6カ月)	水道管理課 (電話: 0854-23-3380)
	下水道受益者負担金・分担金の徴収猶予	下水道受益者負担金・分担金の支払いを6カ月猶予する。	○本人または家族が感染し多額の治療費がかかった場合 ○勤務先経営不振等で解雇または給与が大幅に減った場合 ○感染症に関連し財産に相当な損失が生じた場合	令和2年度第1期(8月納期)から令和2年度第4期(2月納期)まで	下水道課 (電話: 0854-23-3370)
新型コロナウイルスに感染したとき	国民健康保険傷病手当金	新型コロナウイルス感染症に感染した場合など、その療養のため労務に服することができなかった期間において支給する。 直近の連続した3カ月間の給与収入の合計額÷就労日数×2/3×支給対象となる日数	給与の支払いを受けている国保加入者	労務に服することができなくなった日から起算し、3日を経過した日からその労務に服することができない期間のうち、就労を予定していた日(最長1年6カ月)	保険年金課 (電話: 0854-23-3084)
	後期高齢者医療傷病手当金	新型コロナウイルス感染症に感染した場合など、その療養のため労務に服することができなかった期間において支給する。 直近の連続した3カ月間の給与収入の合計額÷就労日数×2/3×支給対象となる日数	給与の支払いを受けている後期高齢者医療制度の被保険者	令和2年1月1日から9月30日の間で、労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日からその労務に服することができない期間のうち、就労を予定していた日(最長1年6カ月)	保険年金課 (電話: 0854-23-3085)
その他	失業・廃業により住宅を喪失された方への市営住宅の提供	新型コロナウイルス感染症に伴う失業・廃業により住宅を喪失された方への市営住宅の提供。 許可期間: 3カ月(最大1年まで更新可能) 家賃: 各住宅の最も低い家賃の50%の額 敷金、連帯保証人: 免除	市内に居住しており、新型コロナウイルス感染症に伴い、解雇、雇止め、廃業により社宅・寮・賃貸住宅から退去を余儀なくされる人(他に入居要件あり)	令和3年3月まで	建築住宅課 (電話: 0854-23-3315)
	文化活動無観客動画配信支援事業	新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の期間中に活動を自粛してきた文化団体等に対し、総合文化ホールで行う無観客の動画配信事業における利用料金を市が支払う。	○安来市民を構成員に含む団体が実施する事業であること ○音楽、演劇、舞踊、伝統芸能等の文化芸術に関すること ○無観客での動画配信を行うこと	【実施期間】令和2年7月25日から令和3年3月31日まで 第1期: 受付終了 第2期: 令和2年7月27日～令和3年3月24日(先着順)(第1期で募集を終了している場合あり)	文化スポーツ振興課 (電話: 0854-23-3039)